

物件番号1

令和6年度 第1回  
一般競争入札による市有財産売払いのご案内

【お問い合わせ先】

伊勢崎市総務部管財課資産活用推進係  
電話:0270-27-2703(直通)

## 令和6年度 第1回一般競争入札による市有財産売払いの日程

一般競争入札とは、1つの物件に多数の購入希望者を募った上で、伊勢崎市が定めた最低売払価格以上の金額かつ最も高い金額で入札を行った方を売払いの相手として決定する方法です。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札への参加を希望する方は、この案内書のほか、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。

なお、本市契約検査課の実施している一般競争入札とは実施方法が異なります。本入札については、この案内書のとおり実施することといたします。

### 入札参加申込

#### <受付期間>

窓口受付: 令和6年4月16日(火)から令和6年6月28日(金)まで  
(なお、土曜、日曜、祝日は除く。)

郵送受付: 令和6年4月16日(火)から令和6年6月21日(金)まで  
(令和6年6月21日(金)午後5時15分必着)

※簡易書留郵便等の確実な方法により提出してください。

#### <窓口受付時間>

午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時を除く)までに申込受付窓口まで直接お申し込みください。

### 入札保証金の納付

申込時に納入通知書をお渡しますので、入札保証金として、**入札金額の5%以上の金額(円未満切上げ)**を令和6年7月10日(水)までに納付してください。

入札保証金は、落札となった場合、契約保証金に充当することとなります。また、落札できなかった場合は、口座振込により返還いたします。

### 入札の実施

日時: 令和6年7月11日(木) 午前 9時45分から受付開始  
午前10時00分から入札開始

場所: 伊勢崎市役所 東館5階 第3会議室

### 開札・落札者決定

入札終了後、ただちに開札を行います。

伊勢崎市が定めた最低売払価格以上の金額かつ最も高い金額で入札を行った方を落札者とします。

### 契約保証金の納付

落札された場合、令和6年7月18日(木)までに売買仮契約を締結していただきます。なお、契約保証金として**契約金額の10%以上の金額(円未満切上げ)**を仮契約締結日までに納付していただきます。

### 売買契約締結

※売買仮契約は、伊勢崎市議会の議決をもって本契約となります。

### 売買代金納付

本契約後、市の指定する期日(伊勢崎市議会の議決を得た日から30日以内)までに契約保証金を差し引いた売買代金を納付していただきます。

### 所有権移転登記

所有権の移転は、売買代金の全額を納付された日とし、同時に物件を引き渡します。

### 物件の引渡し

売買代金完納後、伊勢崎市が所有権移転登記を行います。

この案内書は、令和6年4月16日(火)から令和6年6月28日(金)まで、伊勢崎市役所管財課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、伊勢崎市いせさきガーデンズ行政センター、伊勢崎市スマーク伊勢崎行政センター、伊勢崎駅前インフォメーションセンターにて配布しています。

また、市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/somubu/kanzai/sisan/19990.html>



## 目次

1	売払い物件	1 ページ
2	お問い合わせ先	3 ページ
3	物件見学会について	3 ページ
4	入札参加申込者の資格	4 ページ
5	入札参加申込みの際の確認事項	4 ページ
6	入札参加申込み方法等	5 ページ
7	入札保証金の納付	6 ページ
8	入札の実施日時及び会場等	6 ページ
9	入札当日に持参するもの	7 ページ
10	入札方法等	7 ページ
11	無効な入札	8 ページ
12	売払い条件	8 ページ
13	契約保証金の納付	8 ページ
14	売買契約の締結	9 ページ
15	売買代金の納付	9 ページ
16	所有権の移転登記及び物件の引渡し	10 ページ
17	契約内容の公表	10 ページ
18	応札のない物件の取扱い	10 ページ
19	その他	10 ページ
	物件の概要	11 ページ
	市有財産売買仮契約書（例）	16 ページ
	添付書類一式	
	○物件見学会申込書	202 ページ
	○入札参加申込書兼入札参加申込書受理書	204 ページ
	○誓約書（一般競争入札に関するもの）	205 ページ
	○誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	206 ページ
	○委任状	207 ページ

# 1 売払い物件

<b>最低売払価格</b>	<b>1,303,660,000円（税抜き）</b> <b>（価格割合 土地：88.5% 建物：11.5%）</b>
---------------	---

物件番号	土地所在地	地目	公簿面積 (㎡)	用途地域		
1	三室町6200番1	宅地	31,545.60	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種地区)※ (非線引き都市計画区域)		
	三室町6200番2	宅地	212.31	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種地区)※ (非線引き都市計画区域)		
	日乃出町702番1	宅地	30,749.02	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種地区)※ (市街化区域)		
		建物所在地	種類		構造	床面積 (㎡)
		三室町6200番地1 日乃出町702番地1	主である建物	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき4階建	1階 11,100.00 2階 149.69 3階 2,090.27 4階 309.90
			符号1	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 800.10 2階 46.60
			符号2	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	538.75
			符号3	倉庫	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	84.00
			符号4	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	354.51
			符号5	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	141.12
			符号6	冷蔵倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	163.59
			符号7	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	75.00
			符号8	守衛所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	21.00
			符号9	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	46.53
	符号10		便所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	19.98	
	符号11	便所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	19.98		

※予定価格には土地価格だけでなく建物価格が含まれておりますので、落札価格の建物価格相当分について、消費税及び地方消費税相当額が別途かかります。なお、入札価格の土地価格と建物価格の内訳は最低売払価格の土地価格と建物価格の比率により決定します。

※符号については、建物配置図上(15ページ)の①～⑩の番号と同じ番号となります。

※特別業務地区(第1種地区):伊勢崎東流通団地内において、準工業地域内の指定地区における流通業務施設の維持および利用増進のため、建築できる建物用途を定めています。詳しくは都市計画課(TEL:0270-27-2766)へお問い合わせください。

物件の詳細は、物件の概要(11ページから15ページまで)を御確認ください。

### 【留意事項】

(1)物件は、**現状有姿のまま引き渡します**。事前に現地を御覧になり、この案内書のほか、境界標を含め、現地の状況、建物の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認のうえ、お申込みください。また、物件見学会を3ページ「3 物件見学会について」のとおり実施いたしますので、見学をお考えであれば、ぜひ、事前にお申込みの上御参加ください。

(2)この案内書の内容等と異なる事項があった場合は、**現状有姿を優先とします**。

(3)上記の土地について地下埋設物調査を実施しましたが、別紙の調査結果以外に、掘削範囲外、深度外に地下埋設物がある可能性があります。地下埋設物調査の結果は売払い価格に反映しているため、本物件は地下埋設物(伊勢崎市による令和5年度地下埋設物調査以深のもの、調査地点以外のものを含む)を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。地下埋設物調査時に採取した土壌の成分分析を行いました。土壌汚染対策法に掲げられている特定有害物質は基準値以下、または不検出でした。しかし、不動産鑑定に際して鑑定士が依頼した調査によると、南側植栽部において廃棄物の残存の可能性があるため、それに起因した土壌汚染の可能性を否定できないとの結果でした。土地全体に対する土壌汚染調査及び地盤調査は行っていません。調査が必要な場合は所有権移転登記後に買受人の自己負担により行ってください。また、売払い物件の地表物及び地下に埋設物等があった場合の撤去及び処分についても、買受人が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。

(4)既存の給水管が敷地内に3本引き込まれておりますが、新たに利用開始するにあたり、現在は1敷地1本の引き込みが原則である為、土地の南西側に埋設されている50ミリの給水管および北側に埋設されている75ミリの給水管については、既存建物の使用形態を問わず、買受人が買い受け後すみやかに分水止め工事をする条件とします。また、北東側に埋設されている50ミリ給水管を使用するには、口径を変更しないこと、加入金を納付すること、宅地内側の給水管、止水栓、メーターボックスなどの給水装置の材料・設置位置等を給水装置工事施工基準に適合させることを条件に給水が可能で。上記条件を満たさない場合にはこの北東側に埋設されている50ミリ給水管も分水止め工事を行い、別途、新規給水手続きをしてください。買受人は必ず上下水道局上水道整備課へ事前相談をしてください。なお、その他水道管等が埋設されている可能性があります。調査は行っていません。また、敷地内の水道管の一部が破損し漏水する可能性があります。破損箇所等の特定は行っていません。

(5)施設内でLPガスを使用していたことから、使用再開若しくは取り壊し等に際し、敷地内配管について「ガス配管内室素置換作業」が必要となります。

(6)敷地内に電線管等が埋設されている可能性があります。埋設箇所の調査は行っていません。

(7)上記の建物は耐震診断結果によると耐震性能は比較的高い状態ですが、補強が必要な箇所があります。

(8)冷蔵庫や浄化槽、その他全ての設備について、稼働の調査及び確認は行っていません。

(9)敷地内にあるコンテナ等の動産の残置物は、全て現状有姿のまま引き渡します。

(10)立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、建物(旧耐震基準の建物有)・建物付属設備・防火水槽や消火栓等の消防用設備・フェンス・囲壁・擁壁・井戸・地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て買受人において行っていただきます。なお、本物件の引き渡し後、本物件との境界(南側三室西公園駐車場部分を除く)は全て道路管理用地となるため、本物件の外周を囲っているフェンス(基礎等を含む)の一部が道路側へ越境している状況となります。そのため、道路管理者と協議し、道路管理に支障のないよう買受人の自己負担によりすみやかに越境状態を解消していただきます。

(11)南側に隣接する三室西公園駐車場の境界線は駐車場擁壁を囲むフェンス基礎の外周となっております。使用開始や駐車場周辺部の開発にあたっては、駐車場管理者のスポーツ振興課と協議をしてください。

(12)三室町6200番2の土地については、伊勢崎市と株式会社NTTドコモの間で、土地賃貸借契約が締結されており、移動通信用基地局が設置されています。買受人は対象不動産を取得後、賃貸人の地位を承継し、その後も賃貸借の維持に務めることとします。

(13)電気変圧器のPCB含有物調査を実施したところ、屋外東側キュービクル内の変圧器1台、主である建物3階電気室内にある7台の変圧器が低濃度PCB含有機器であることが判明しました。電気回路内に存在していることから建物と一体で買受者に引き継ぐことになるため、電気回路から取り外す際は買受人が法令に従い適切に廃棄処理してください。なお、経済産業省へのポリ塩化ビフェニル含有物電気工作物設置等届出書は提出済みです。

(14) 建物の符号1については、現地調査により建築確認等の資料からは確認できない2階床の増設が確認されました。また、符号4についても、現地調査により建築確認等の資料からは確認できない北側部分(トイレ、休憩室)の増設が確認されました。床面積の増床を伴う増築は、確認申請等の手続きが必要ですが、建築指導課による調査では、確認申請等の資料を確認することができませんでした。今後、増改築等を行う場合には、事前に建築指導課へ御相談ください。

(15) 三室町6200番1の中央北端部付近に設置された建植看板と、主である建物の塔屋屋上の広告塔については、建築確認等が確認できませんでした。今後、増改築等を行う場合には、事前に建築指導課へ御相談ください。

(16) 防火水槽や消火栓等の消防用設備については、建物の用途等によって設置基準が異なりますので、詳しくは消防本部予防課へお問い合わせください。

(17) アスベスト調査は行っていません。調査が必要な場合は所有権移転登記後に買受人が行ってください。

(18) 伊勢崎市景観条例、伊勢崎市屋外広告物条例により、一定規模以上の建築や工作物の建築を行う場合には、事前の相談書の提出や届出が必要になります。

(19) この案内書の物件は**公簿面積による売払い**となります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

## 2 お問い合わせ先

物件番号	【お問い合わせ先】	電話(直通)
1	総務部管財課資産活用推進係	0270-27-2703

質問事項に関しましては、所定の質問書にて受け付けますので、令和6年4月16日(火)から令和6年6月7日(金)までに伊勢崎市役所管財課に提出してください。質問書は伊勢崎市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/somubu/kanzai/sisan/19990.html> (管財課資産活用推進係)

## 3 物件見学会について

次のとおり物件見学会を実施しますので、見学を希望される方は**事前に申込み**をしてください。

物件番号	日時		お問い合わせ先
1	令和6年4月25日(木)	午前9時30分から午後0時30分まで	総務部管財課資産活用推進係 Email: kanzai@city.isesaki.lg.jp
		午後1時30分から午後4時30分まで	
	令和6年5月9日(木)	午前9時30分から午後0時30分まで	
		午後1時30分から午後4時30分まで	
	令和6年5月14日(火)	午前9時30分から午後0時30分まで	
		午後1時30分から午後4時30分まで	
	令和6年5月17日(金)	午前9時30分から午後0時30分まで	
		午後1時30分から午後4時30分まで	
	令和6年6月6日(木)	午前9時30分から午後0時30分まで	
		午後1時30分から午後4時30分まで	

(1) 申込期限

物件見学会の各実施日の前日午後4時まで

(2) 申込方法 【物件見学会申込書】は市ホームページからダウンロードできます。→



申込の受け付けは電子メール及び管財課窓口で行います。電子メールでお申込みの際は、202ページから203ページの【物件見学会申込書】を御記入の上、上記のメールアドレス宛に【物件見学会申込書】を添付して上記(1)申込期限までに送信してください。なお、メールタイトルを「市有財産売払い物件見学会申込み(旧公設地方卸売市場)」としてください。管財課からの返信をもって予約を確定とします。

### (3) 注意事項

- ・物件の引渡しは現状のままで行いますので、物件見学会に参加できない場合は、各自で事前に現地確認を行ってください。また、諸規制の状況等についても調査確認を行うようにしてください。
- ・工作物や枝葉の越境等について、物件調書に記載の内容が現況と異なる場合には、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。
- ・各自で現地確認を行う際には、違法駐車等により近隣に御迷惑がかかることのないよう御注意ください。
- ・物件見学会は、雨天でも実施いたします。
- ・物件見学会における質問事項につきましても、所定の質問書にて受け付けますので、現地でのお答えはいたしません。
- ・物件見学会につきましては、入札参加申込み希望者のみ見学可能とします。物件見学会申込書に買受後の利用予定を必ず記入してください。
- ・申込者多数の場合はご希望に添えない場合があります。
- ・各日とも、開始時間までに直接現地にお集まりください。
- ・物件内の電気、水道等一切の設備は使用できません。必要に応じてマスクや懐中電灯等をお持ちください。
- ・市ホームページに掲載の図面等の資料以外に一部建物内に保管されている資料がありますので、物件見学会において閲覧可能といたします。

## 4 入札参加申込者の資格

入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。次に掲げる全ての要件を満たしていなければ申込みできません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者でないこと

(2) 伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2条第3号及び第4号(暴力団、暴力団員等)の規定に該当する者でないこと

(上記条例の規定に該当する疑いがある場合、警察署に情報を照会する場合があります。)

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業への用途を目的とする者でないこと

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途を目的とする者でないこと

(5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途を目的とする者でないこと

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員のための活動のための用途を目的とする者でないこと

(7) 公序良俗に反する用途を目的とする者でないこと

(8) (3)から(7)の用途に類する用途を目的とする者でないこと

## 5 入札参加申込みの際の確認事項

入札に参加しようとする方(以下「入札参加者」という。)は、この案内書をよくお読みになり、物件見学会等により現地を実際に確認のうえ、必ず本案内書の内容、現地の状況、法令に基づく規制、入札条件、契約条件、契約事項を十分に認識して、全て了解されたうえで申込みをしてください。

(1) 1名の方(法人を含む。)が同じ物件に複数申し込むことはできません。

(2) 2名以上の共有による入札参加申込みもできますが、その中の1名が個人として、同じ物件に申し込むことはできません。

(3) 「法人での申込み」があった場合、「履歴事項全部証明書に記載のある個人での申込み」はできません。

(4) 入札保証金、契約保証金、売買代金は、それぞれ一括納付となります。(分割納付不可)

## 6 入札参加申込み方法等

入札参加者は、受付期間内に参加申込みの手続が必要です。

入札参加申込書に必要な事項を御記入・押印のうえ、必要書類を添えて申込受付窓口へ直接御持参または郵送にてお申込みください。

なお、直接御持参にてお申込みいただく場合には、御持参した方の身分証明書(官公署の発行した顔写真入りのもの。)を確認させていただきます。申込者御本人が御持参する場合は御本人のものを、委任(委任状)を受けた方(以下、「代理人」という。)が御持参する場合は代理人のものと併せて委任状を御持参ください。

(FAX、電子メールでの提出は、受け付けません。)

### (1) 申込受付期間及び受付時間

受付期間 及び 受付時間	窓口受付	令和6年4月16日(火)から令和6年6月28日(金) 土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで (正午から午後1時を除く)
	郵送受付	令和6年4月16日(火)から令和6年6月21日(金) 令和6年6月21日(金)午後5時15分必着 ※簡易書留郵便等の確実な方法により提出してください

### (2) 申込受付窓口

受付窓口 及び提出先	〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市役所 総務部 管財課 資産活用推進係 (本庁舎本館3階)
---------------	--

### (3) 入札参加申込みに必要な書類

入札参加者が個人の場合と法人の場合で提出書類が異なりますので、御注意ください。

※①・②・③・⑥の書類は伊勢崎市のホームページからダウンロードできます。



<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/somubu/kanzai/sisan/19990.html> (管財課資産活用推進係)

#### 【個人で参加する場合】

- ①入札参加申込書兼入札参加申込書受理書(204ページ)
- ②誓約書(一般競争入札に関するもの)(205ページ)
- ③誓約書(暴力団排除条例に関するもの)(206ページ)
- ④印鑑登録証明書(原本) 1通
- ⑤住民票謄本(原本) 1通(世帯全員が記載。マイナンバー、続柄、本籍の記載がないもの。)
- ⑥委任状(207ページ。代理人が持参する場合)
- ⑦返信用封筒(郵送受付の場合)(角形2号。返信先の記載及び切手貼付済みのもの。)

#### 【法人で参加する場合】

- ①入札参加申込書兼入札参加申込書受理書(204ページ)
- ②誓約書(一般競争入札に関するもの)(205ページ)
- ③誓約書(暴力団排除条例に関するもの)(206ページ)
- ④印鑑登録証明書(原本) 1通
- ⑤履歴事項全部証明書(原本) 1通
- ⑥委任状(207ページ。代理人が持参する場合)
- ⑦返信用封筒(郵送受付の場合)(角形2号。返信先の記載及び切手貼付済みのもの。)

④・⑤は発行後3か月以内のもの。

共有名義を希望される場合は、連名でお申込みください。この場合、提出書類②から⑤については、連名者全員分の提出が必要となります。

※印鑑は、全て実印(印鑑登録証明書にある印鑑)を押印してください。



#### (4) 注意事項

- ① 入札参加申込書等の作成及び提出にかかる費用は、入札参加者の負担とします。
- ② 提出された書類等による個人情報の取り扱いについては、入札事務、伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第6条第1項に定める伊勢崎市の事務及び事業における措置、契約締結事務、登記嘱託事務等本来の目的を達成するために使用することとし、担当職員により、管理、処分いたします。
- ③ 提出された書類に事実と相違する記載があるときは、申込み及び売払いの決定は無効になります。
- ④ 提出された書類は、返却しません。  
(入札参加申込書等を提出した後に入札参加を辞退された場合も返却しません。)
- ⑤ 提出後、原則として申込書等の差替え又は再提出はできませんので、よく御確認ください。
- ⑥ 契約締結と所有権移転登記は申し込まれた方の名義で行います。単独名義で申し込まれた方が共有名義で、また共有名義で申し込まれた方が単独名義で、契約締結と所有権移転登記をすることはできません。
- ⑦ 申込み状況は、一切お答えできません。
- ⑧ 入札の執行に際し、特別の事情が発生した場合には、入札の執行を延期又は中止することがあります。その場合、入札参加者が損失を受けることがあっても、伊勢崎市は補償の責めを負いません。

#### (5) 入札関係書類

参加申込み受付時に、入札時に持参していただく入札参加申込書受理書(参加申込みの受付が済みましたら、その場で「入札参加申込書受理書」を切り離し、お渡しいたします。)、入札書、入札保証金の納入通知書、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書、委任状をお渡します。なお、郵送受付の場合は返信用封筒にて郵送いたします。

## 7 入札保証金の納付

### (1) 入札保証金の額

入札参加者は、物件番号ごとに**入札金額の5%以上(円未満切上げ)**を入札保証金として、**令和6年7月10日(水)までに納付しなければ入札に参加できません。**

### (2) 納付方法

申込受付時にお渡しする、伊勢崎市の発行する納入通知書により、**令和6年7月10日(水)までに金融機関に一括納付してください。**

※入札保証金の分割納付はできません。(2名以上の共有によるお申込みの場合も同様)

※入札当日、金融機関の領収済印のある入札保証金の納入通知書(領収証書)原本を御持参ください。

### (3) 入札保証金の返還等

① 落札者以外の方が納めた入札保証金は、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書と引き換えに、入札日の約1か月後までに、口座振込みにより返還いたします。

② 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当されます。

③ 入札保証金には、利息は付しません。

④ 入札後、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は伊勢崎市に帰属することとなり、返還いたしません。

## 8 入札の実施日時及び会場等

### (1) 入札日

令和6年7月11日(木)

### (2) 入札開始時間

受付開始時間	入札開始時間
午前9時45分	午前10時00分

### (3) 入札及び開札会場

伊勢崎市役所 東館5階 第3会議室

※受付や駐車場が混雑する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。申込み状況により、時間が前倒しになる場合がありますので、御了承下さい。なお、時間が前倒しになる場合には、事前に受付開始時間及び入札開始時間を御連絡します。

## 9 入札当日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書受理書(原本、受付印のあるもの)
- (2) 入札書(所定の封筒に入れ、封印したもの)
- (3) 入札保証金を納付した納入通知書(領収証書)(原本、金融機関の領収済印のあるもの)
- (4) 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- (5) 実印(法人等で実印の持ち出しができない場合はご相談ください)

印鑑登録証明書にある印鑑。共有名義の場合は全員分。代理人の場合は、委任状に押印した委任者の実印。

- (6) 身分証明書(入札会場に入場される方のもの。官公署の発行した顔写真入りのもの)
- (7) 委任状

- ① 代理人が入札する場合。申込者本人の印鑑登録証明書にある印鑑が押印されたもの。
- ② 共有名義で申し込む場合で、代表者が入札を行う場合、代表者への委任状が必要となります。

## 10 入札方法等

(1) 令和6年6月28日(金)午後5時15分(郵送の場合は令和6年6月21日(金)午後5時15分必着)までに申込受付窓口にて「入札参加申込書」等を提出し、引き換えに「入札参加申込書受理書」を受け取り、さらに令和6年7月10日(水)までに入札保証金を納めてください。

(2) 入札書は直接持参によるものとし、郵送、FAX、電子メール等による入札は認めません。

(3) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、所定の封筒に入れて封印したものを、指示に従って所定の入札箱へ投入してください。

(4) 入札会場には、入札参加者又は代理人しか入場できません。

(5) 入札開始時間前に入札参加者又は代理人の全員が入札会場に揃った場合、入札開始時間前であっても、入札を開始します。

なお、入札開始時間に入札会場に入札参加者又は代理人が出席していない場合は入札に参加できません。

(6) 入札箱に投入された入札書は、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(7) 開札は、入札会場において入札終了後直ちに、入札者又は代理人の立会いのうえ、行います。開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名(法人の場合は名称。)及び落札金額を、入札会場において宣言します。

(8) 開札の際、入札者全員の「氏名」「入札金額」を、入札書を開札する毎に読み上げますので御了承ください。

(9) 落札者の決定に当たっては、有効な入札を行った方のうち、伊勢崎市が定めた最低売払価格以上の金額かつ最も高い金額で入札を行った方を落札者とします。

(10) 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。なお、くじを引く順は、入札当日の受付順に、くじを引く順番を決めるくじを引き、次に落札者を決めるくじを引くこととします。

(11) 入札の執行に際し、特別の事情が発生した場合には、入札の執行を延期又は中止することがあります。その場合、入札参加者が損失を受けることがあっても、伊勢崎市は補償の責めを負いません。

(12) 入札妨害等、担当職員の指示に従わなかった方は、即刻入札会場から退去退室していただき、その方の入札の権利と入札自体を無効とします。

(13) 開会から閉会までは、(12)の場合を除き、入札会場を入退場できませんので、入札を辞退される方や落札できなかった方であっても、閉会するまでは退場できません。

※上記は基本的な流れであり、状況により若干の変更が生じる場合があります。予めご了承ください。

## 1 1 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 同一の入札者が一つの入札について、2つ以上の入札をした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 他人の代理を兼ね(一つの入札について、同一の入札者が本人と代理人の両方でした入札。)、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書に記載すべき事項の記載や押印(実印等)がない入札、入札金額を訂正した入札、記載事項について誤字脱字があり不明確で判読不能な入札
- (6) この案内書において示された条件に違反した入札
- (7) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった入札
- (8) 入札保証金の納付がない者や入札保証金が入札金額の5%以上(円未満切り上げ)に達しない者の入札
- (9) 最低売払価格未満の額での入札
- (10) その他、入札に際し不正な行為があった入札

## 1 2 売払い条件

(1) 売買代金は、市の指定する期日(伊勢崎市議会の議決を得た日から30日以内)までに全額を納付してください。分割納付はできません。「15 売買代金の納付」を御覧ください。

(2) 関係法令及び市有財産売買仮契約書の条項等を遵守してください。

(3) 売買物件の引渡しの中から、次に該当する用途に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途

③ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

⑤ 公序良俗に反する用途

⑥ ①から⑤までの用途に類する用途

(4) 土地及び建物等は現状有姿のまま引き渡します。

## 1 3 契約保証金の納付

(1) 契約保証金の額

落札者は、物件番号ごとに**契約金額の10%以上(円未満切り上げ)の金額を、契約保証金として仮契約締結時までに、納付しなければなりません。**

※落札者が納付した入札保証金(令和6年7月10日(水)までに納付済み)は、契約保証金の一部に充当され、売買代金(契約金額)の10%以上の金額(円未満切り上げ)から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。詳しくは、落札後に担当職員より説明させていただきます。

(2) 納付方法

落札後、伊勢崎市の発行する納入通知書により、**仮契約締結期限(令和6年7月18日(木))までに金融機関に一括納付してください。**

※契約保証金の分割納付はできません。

(3) その他

① 契約保証金は、売買代金に充当します。

② 契約保証金には、利息は付しません。

③令和6年7月18日(木)までに契約保証金を納めない場合、当該落札は無効となり、入札保証金は伊勢崎市に帰属することとなり返還いたしません。

④契約保証金の納付後、契約を辞退し、又は解除することになった場合、入札保証金及び契約保証金は伊勢崎市に帰属することとなり返還いたしません。

## 14 売買契約の締結

落札後、契約締結に関する案内を行い、落札者と締結します。

契約の締結に当たり仮契約書等をお渡ししますので、落札者は「(1)仮契約締結時に御用意していただくもの」を用意し、令和6年7月18日(木)までに伊勢崎市役所本館3階管財課まで直接御持参ください。

(受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

市有財産売買仮契約書は、16ページから201ページのとおりですので、十分に内容を御確認ください。

(1) 仮契約締結時に御用意していただくもの

- ① 市有財産売買仮契約書2部
- ② 市有財産売買仮契約書に貼付する収入印紙(契約金額に応じた金額となります)
- ③ 契約者の実印(印鑑登録証明書にある印鑑)
- ④ 登録免許税を納付した領収証書(原本、金融機関の領収済印のあるもの)
- ⑤ 契約保証金を納付した納入通知書(領収証書)(原本、金融機関の領収済印のあるもの)
- ⑥ 身分証明書(官公署の発行した写真入りのもの)

※ ③が御持参できない場合は管財課へ御相談ください。

(2) 仮契約締結期限

令和6年7月18日(木)午後5時15分まで

(受付時間は、土曜・日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 仮契約締結場所

伊勢崎市役所本館 3階 管財課

(4) 契約にあたっての注意事項

①仮契約締結期限の延期は、いかなる理由があっても認められません。また、落札者が定められた仮契約締結期限までに仮契約を締結しない場合は、当該落札は無効となり、納付済みの入札保証金及び契約保証金は返還いたしません。

②売買代金以外にも市有財産売買仮契約書に貼付する収入印紙等、仮契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

③本物件は地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び伊勢崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第50号)第3条の規定に基づき、伊勢崎市議会の議決をもって本契約となります。伊勢崎市議会の議決が得られないときには、契約は無効となります。その場合、伊勢崎市は一切の責任を負いません。

## 15 売買代金の納付

(1) 売買代金は、本契約後、市の指定する期日(伊勢崎市議会の議決を得た日から30日以内)までに契約金額から契約保証金を差し引いた金額を納付してください。

(2) 売買代金は、伊勢崎市が発行する納入通知書により一括納付していただきます。なお、納入通知書は仮契約締結時にお渡します。

(3) 売買代金の分割納付はできません。

(4) 納付期日までに売買代金が納付されない場合、当該契約は解除され、契約保証金は返還されませんので十分御注意ください。

## 16 所有権の移転登記及び物件の引渡し

- (1) 所有権移転の時期は、売買代金完納の日とし、同時に物件を現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、引渡し後に伊勢崎市が行いますが、登記に係る一切の費用は、買主の負担となります。

【参考額】登録免許税(国税)

物件番号1	約18,000,000円
-------	--------------

## 17 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分)をホームページにて公表します。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/somubu/kanzai/sisan/19990.html> (管財課資産活用推進係)

## 18 応札のない物件の取扱い

今回、入札において応札の無かった物件については、再度入札実施となるまでの間、先着順にて売り払います。

なお、お問い合わせは、物件番号ごとに受付窓口までご連絡ください。

## 19 その他

本書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び伊勢崎市財務規則等の定めるところにより処理します。

# 物件の概要

物件の概要は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。

事前に物件見学会等により現地を御覧になり、この調書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。

なお、登記事項証明書の写し、公図の写し、地積測量図の写し、建物図面・各階平面図の写し、各種図面等や各種調査結果等の資料につきましては、市ホームページに掲載しています。

## お問い合わせ先

物件番号	お問い合わせ先
1	総務部管財課資産活用推進係 電話:0270-27-2703

# 物 件 調 書

伊勢崎市総務部管財課

市有地等の売り払いに関して、下記の不動産について次のとおり説明します。  
この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いいたします。

物件番号	1
------	---

取引の態様	売買・当事者					
土地	所在地	伊勢崎市日乃出町702番1、伊勢崎市三室町6200番1、三室町6200番2				
	登記簿の地目	宅地	面積	62,506.93㎡	登記簿	
主である建物	家屋番号	6200番1	種類	倉庫	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき4階建
	延床面積	13649.86㎡		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
付属建物	符号	1	種類	冷蔵倉庫	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
	延床面積	846.7㎡		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
付属建物	符号	2	種類	冷蔵倉庫	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	延床面積	538.75㎡		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
付属建物	符号	3	種類	倉庫	構造	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	延床面積	84.00㎡		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
付属建物	符号	4	種類	倉庫	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	延床面積	354.51㎡		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
付属建物	符号	5	種類	冷蔵倉庫	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	延床面積	141.12㎡		原因及びその日付	平成8年12月16日新築	
付属建物	符号	6	種類	冷蔵倉庫	構造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	延床面積	163.59㎡		原因及びその日付	平成14年7月25日新築	
付属建物	符号	7	種類	倉庫	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	延床面積	75㎡		原因及びその日付	平成4年1月23日新築	
付属建物	符号	8	種類	守衛所	構造	コンクリートブロック造陸屋根平家建
	延床面積	21.00㎡		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
付属建物	符号	9	種類	機械室	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	延床面積	46.53		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
付属建物	符号	10	種類	便所	構造	コンクリートブロック造陸屋根平家建
	延床面積	19.98㎡		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
付属建物	符号	11	種類	便所	構造	コンクリートブロック造陸屋根平家建
	延床面積	19.98㎡		原因及びその日付	昭和57年3月28日新築	
売主の住所・氏名	伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市					
登記記録に記載された事項	名義人	日乃出町702番1・ 30,749.02㎡ 三室町6200番1・ 31,545.60㎡ 三室町6200番2・ 212.31㎡				
		住所	伊勢崎市今泉町二丁目410番地			
		氏名	伊勢崎市			
		所有権以外の権利に関する事項（権利部(乙区)）	なし			
都市計画法 建築基準法	区域の別	市街化区域・非線引き都市計画区域	用途地域	準工業		
	制限の内容	お申込み前に建築基準法に関することは建築指導課(市役所東館4階)(問合せ先0270-27-2763) 都市計画法に関することは都市計画課(市役所東館4階)(問合せ先0270-27-2766)まで御相談ください。				
	地域地区等	特別用途地区 特別業務地区(第1種地区)				
	建ぺい率	60	%	容積率	200 %	
	敷地と道路との関係	北側(現況幅員13.2m)に市道、東側(現況幅員12m)、南側(現況幅員9m)、西側(現況幅員18.3m) (建築基準法第42条第1項第1号道路)				
	私道の変更または廃止の制限	なし				
	その他	伊勢崎・東流通団地遺跡、道上遺跡に該当。土木工事の際には文化財保護法93条の届出が必要。				
	私道に関する負担に関する事項	なし				

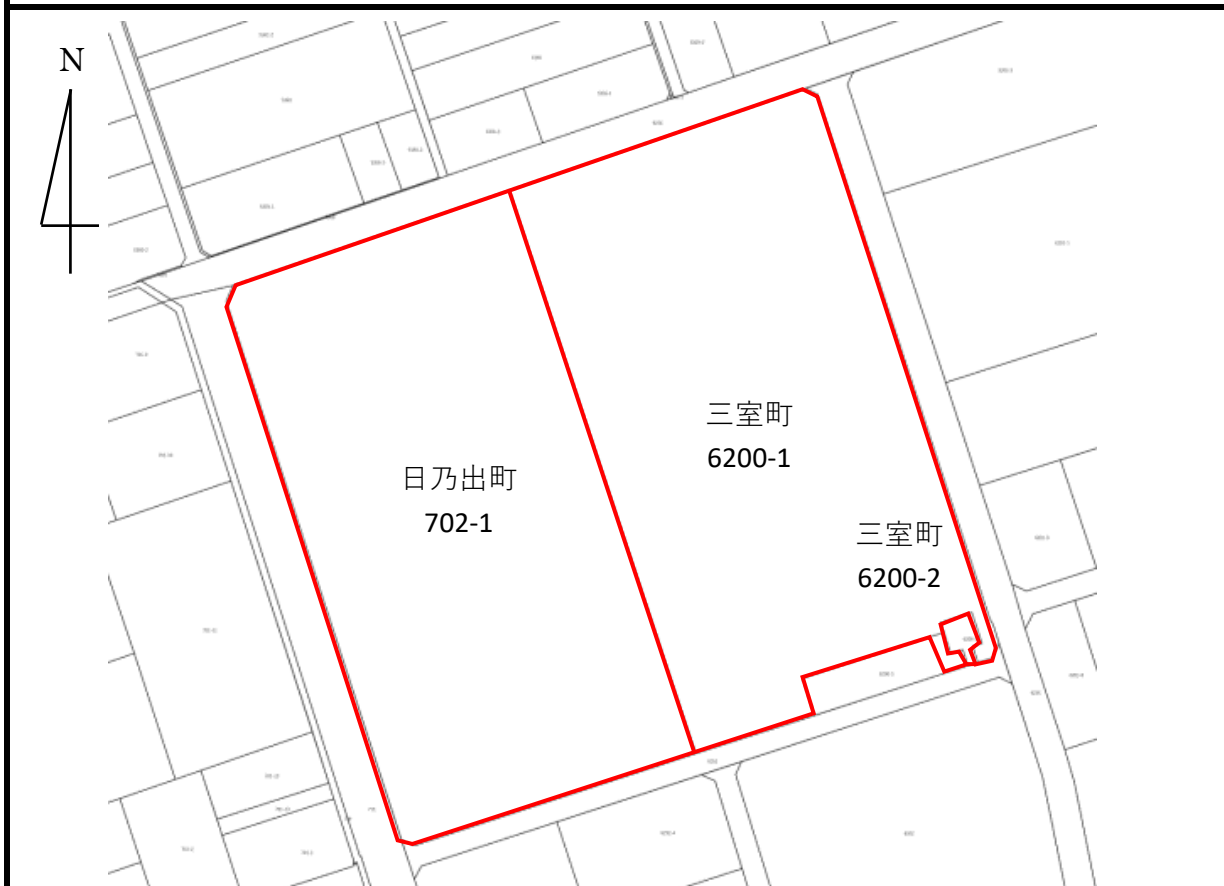
		整備状況	特別負担の有無	問合せ先	電話番号	
飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況	上水道	周辺道路に管有り	要加入金・手数料	伊勢崎市上下水道局上水道整備課	0270-30-1230	
	電気	近傍に電柱あり	-	東京電力パワーグリッド(株) 群馬カスターセンター	0120-99-5222	
	都市ガス	なし	-	-	-	
	排水	下水道	なし	-	-	-
		道路側溝	周辺道路に側溝あり	-	伊勢崎市道路管理課	0270-27-2761
備考	<p>・既存の給水管のうち、土地の南西側に埋設されている50ミリの給水管および北側に埋設されている75ミリの給水管については、買受者が買い受け後すみやかに分水止め工事をするを条件とします。北東側に埋設されている50ミリ給水管は、口径を変更しないこと、加入金を納付すること、宅地内側の給水管、止水栓、メーターボックスなどの給水装置の材料・設置位置等を給水装置工事施工基準に適合させることを条件に給水が可能ですが、これ以外の場合にはこの北東側に埋設されている50ミリ給水管も分水止め工事を行い、別途、新規給水手続きをしてください。買受人は必ず上下水道局上水道整備課へ事前相談をしてください。</p> <p>・下水道：下水道はありません。詳細は、上下水道局下水道整備課へお問い合わせください。</p> <p>・都市ガス：都市ガス供給区域外です。</p>					
その他取引条件に関する事項	造成宅地防災区域	区域外	土砂災害警戒区域	区域外		
	契約の解除に関する事項	・契約の解除については、土地売買契約書第14条の規定による。				
	損害賠償額の予定又は違約金に関する事項	<p>・損害賠償額については、土地売買契約書第17条の規定による。</p> <p>・違約金については、土地売買契約書第16条の規定による(売買代金の100分の10)。</p>				
	契約不適合責任の履行に関する措置の概要	土地売買契約書第10条の規定による。				
	留意事項	<p>・本物件は、土地売買契約書第2条第2項の規定により現状有姿のまま引き渡します。事前に現地を御覧になり、この調書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認のうえ、お申込みください。</p> <p>・現状と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。</p> <p>・本物件は、令和5年度に地下埋設物調査等を実施した結果、敷地南側植栽部付近にコンクリート殻、アスファルト殻等の混合廃棄物が存していることが確認されています。また、埋設物調査以外の場所から異なる埋設物が発見される可能性があります。地下埋設物調査の結果は売払い価格に反映しているため、本物件は地下埋設物(伊勢崎市による令和5年度埋設物調査以深のもの、調査地点以外のものを含む)を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。</p> <p>・敷地内水道管の一部が破損し漏水する可能性があります。破損個所の特定は行っていません。</p> <p>・施設内でLPガスを使用していたことから、使用再開若しくは取り壊し等に際し、敷地内配管について「ガス配管内窒素置換作業」が必要となります。</p> <p>・敷地内に電線管等が埋設されている可能性があります。埋設箇所の調査は行っていません。</p> <p>・敷地南東側の三室西公園駐車場造成時に、石膏ボード等の地下埋設物が存することが確認されています。</p> <p>・土壌汚染調査、地盤調査は行っていません。必要な場合は所有権移転登記後に買受人が行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物等があった場合の撤去及び処分は、買受人が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。なお、地下埋設物調査時に採取した土壌の成分分析を行いました。土壌汚染対策法に掲げられている特定有害物質は基準値以下、または不検出でした。</p> <p>・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、建物(旧耐震基準の建物有)・建物付属設備・防火水槽や消火栓等の消防用設備・フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て買受人において行っていただきます。</p> <p>・当該敷地内にあるコンテナ等の動産の残置物は、全て買受人へ現状有姿のまま引き継ぎます。</p> <p>・本物件の引き渡し後、本物件との境界(駐車場部分を除く)は全て道路管理用地となるため、本物件の外周を囲っているフェンス(基礎等を含む)の一部が道路側へ越境している状況となります。そのため、道路管理者と協議し、道路管理に支障のないよう買受人の負担によりすみやかに越境状態を解消していただきます。</p> <p>・売却地のうち、三室町6200番2については、移動通信用基地局の敷地として株式会社NTTドコモと伊勢崎市との間で土地賃貸借契約(工作物の物件に関する登記は無し)を締結している箇所となっておりますので、買受人には当該賃貸借契約を承継していただきます。</p> <p>・南東部に隣接する三室西公園駐車場の境界線は駐車場擁壁を囲むフェンス基礎の外周となっております。使用開始や駐車場周辺部の開発にあたっては、駐車場管理者のスポーツ振興課と協議してください。</p> <p>・電気変圧器のPCB含有物調査を実施したところ、屋外東側キュービクル内の変圧器1台、主である建物3階電気室内にある7台の変圧器が低濃度PCB含有機器であることが判明しました。電気回路内に存在していることから建物と一体で買受人に引き継ぐことになるため、電気回路から取り外す際は買受人が法令に従い適切に廃棄処理してください。なお、経済産業省へのポリ塩化ビフェニル含有物電気工作物設置等届出書は提出済みです。</p> <p>・防火水槽や消火栓等の消防用設備については、建物の用途等によって設置基準が異なりますので、詳しくは市消防本部予防課へお問い合わせください。</p> <p>・アスベスト調査は行っていません。調査が必要な場合は所有権移転登記後に購入された方が行ってください。</p> <p>・附属建物の符号1については、現地調査により建築確認等の資料からは確認できない2階床の増設が確認されました。また、符号4についても、現地調査により建築確認等の資料からは確認できない北側部分(トイレ、休憩室)の増設が確認されました。床面積の増床を伴う増築は、確認申請等の手続きが必要ですが、建築指導課による調査では、確認申請等の資料を確認することができませんでした。今後、増改築等を行う場合には、事前に建築指導課へ御相談ください。</p> <p>・三室町6200番1の中央北端部付近に設置された建植看板と、主である建物の塔屋屋上の広告塔については、建築確認等が確認できませんでした。今後、増改築等を行う場合には、事前に建築指導課へご相談ください。</p> <p>・本物件は公簿面積による売払いとなります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。</p> <p>・本物件は、契約時に契約保証金として、契約金額の10%以上(円未満切上げ)の納付が必要となります。(契約保証金は、代金完納時に売買代金に充当します。)また、契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税その他の費用は買受人の負担となります。</p> <p>・本物件は、土地売買契約書第11条の規定により特定用途には使用できません。</p> <p>・伊勢崎市景観条例、伊勢崎市屋外広告物条例により、一定規模以上の建築や工作物の建築を行う場合には、事前相談書の提出や届出が必要となります。</p> <p>・本物件において土地の形質変更(掘削・盛土)を行う際には、土壌汚染対策法に基づく届出が必要です。詳細は環境政策課へお問い合わせください。</p> <p>・洪水ハザードマップ：浸水想定なし</p>				



案内図

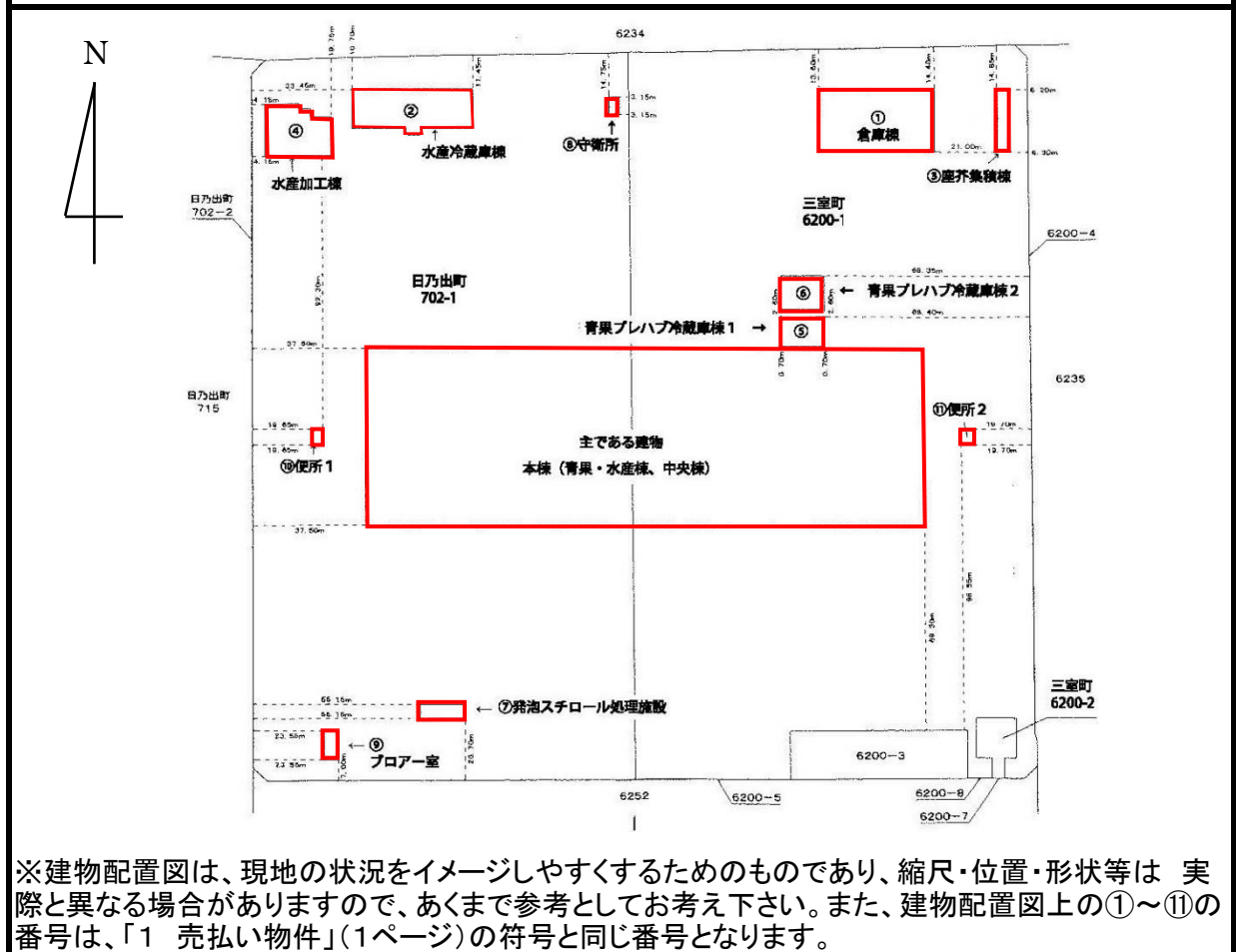


土地の見取図



※土地の見取り図は、現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、縮尺・位置・境界等は実際と異なる場合がありますので、あくまで参考としてお考え下さい。

## 建物配置図



## 市有財産売買仮契約書（例）

売主 伊勢崎市（以下「甲」という。）と買主                     （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買仮契約を締結する。

（信義則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約）

第2条 この仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び伊勢崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第50号）第3条の規定に基づき、伊勢崎市議会の議決をもって本契約とする。ただし、伊勢崎市議会の議決が得られないときは、この仮契約を無効とし、甲は一切の責を負わない。

（売買物件）

第3条 甲は、その所有する別紙「物件明細書」に掲げる市有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

2 前項の売買物件は、登記簿に記載された面積を契約の基礎とし、これが実測面積と相違する場合であっても、甲及び乙は相互に相手方に対し売買代金の増減等、一切異議を申し出ず、何ら請求を行わない。

3 乙は、別紙の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買受けるものとする。

（売買代金）

第4条 売買代金は、金 【落札金額及び消費税及び地方消費税相当額】 円（本件土地価格金〇〇円、本件建物価格金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇円））とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金とし金 契約金額の10%以上 円を、甲の発行する納入通知書によりこの契約締結までに納付するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金 入札保証金額 円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

5 甲は、この仮契約につき第2条に規定する伊勢崎市議会の議決を得られないときは、第1項の契約保証金を乙に返還するものとする。

(売買代金の支払い)

第6条 乙は、第4条の売買代金と前条第1項に定める契約保証金の差額（以下「差金」という。）を、甲の指定する期日までに納入しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する差金を納付したときは、前条第1項の契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 甲は、前項の規定により所有権を移転したときは、速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した時は、遅滞なく、当該物件をその所在する場所において現状のまま乙に引き渡すものとする。

(公租公課)

第9条 乙は、前条に規定する引渡し後におけるこの土地の一切の公租公課を負担する。

(危険負担)

第10条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損したときは、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して履行の追完の請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(売買物件の特定用途への使用の禁止)

第12条 乙は、売買物件の引渡しの日から、売買物件を以下の各号の用に供してはならない。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)  
第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途
- (3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途
- (5) 公序良俗に反する用途
- (6) 前各号の用途に類する用途  
(義務等の継承)

第13条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は第三者のために売買物件に地上権、質権、使用貸借権、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定するときは、相手方である第三者(以下、「転得者等」)に第2条第3項に定める事項及び内容と前条に定める義務を転得者等に継承させなければならない。

- 2 乙は、転得者等に対し、転得者が別の第三者に売買物件の所有権を移転し、又は別の第三者のために売買物件に地上権、質権、使用貸借権、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定するときは、所有権移転等の相手方にも前項の義務を継承させることを義務付けなければならない。本項に定める義務についても同様とする。  
(土地賃貸借契約の継承)

第14条 甲及び乙は、この契約締結時点において、第3条に定める売買物件のうち三室町6200番2において甲と賃借人との間で締結済みの土地賃貸借契約(別紙2「土地賃貸借契約書」のとおり。)が締結されていることを確認し、賃借人の使用権を保証するため、第7条に定める所有権移転と同時に、乙は甲より賃貸人の地位を継承する。

- 2 甲及び乙は、引渡し後速やかに、賃借人に対して賃貸人の地位の継承を通知する。  
(実地調査等)

第15条 甲は、この契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務または資産の状況に関して質問し、実地に調査し、または参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づき、甲から報告又は資料の提出を求められたときは、その求

めに応じなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は入札参加資格を有しないことが判明したときは、この契約を解除することができる。

(返還金)

第17条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合には、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(違約金)

第18条 乙は、甲が第16条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は甲に対して売買代金の100分の10を違約金として甲の定めるところにより支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認められるときはこれを減免することができる。

2 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付が行われている場合、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当する。

3 違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより乙が甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第20条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復義務)

第21条 乙は、甲が第16条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が相当と認めるときは、現状のまま返還することができる。

(契約の費用)

第22条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第23条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生

じないよう留意するものとする。

(管轄裁判所の合意)

第24条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する前橋地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第25条 甲と乙は、この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを決定する。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地  
氏 名 伊勢崎市長 臂 泰 雄

乙 住 所  
氏 名

物件明細書

物件番号	土地所在地	地目	公簿面積 (㎡)	用途地域		
1	三室町6200番1	宅地	31,545.60	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種) (非線引都市計画区域)		
	三室町6200番2	宅地	212.31	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種) (非線引都市計画区域)		
	日乃出町702番1	宅地	30,749.02	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種) (市街化区域)		
	建物所在地	種類		構造	床面積 (㎡)	
	三室町6200番地1 日乃出町702番地1	主たる建物	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 4階建	1階 11,100.00 2階 149.69 3階 2,090.27 4階 309.90	
		符号1	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 800.10 2階 46.60	
		符号2	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	538.75	
		符号3	倉庫	コンクリートブロック造亜鉛 メッキ鋼板ぶき平家建	84.00	
		符号4	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	354.51	
		符号5	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	141.12	
		符号6	冷蔵倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板ぶき平家建	163.59	
		符号7	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	75.00	
符号8		守衛所	コンクリートブロック造陸屋 根平家建	21.00		
符号9		機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	46.53		
符号10		便所	コンクリートブロック造陸屋 根平家建	19.98		
符号11	便所	コンクリートブロック造陸屋 根平家建	19.98			



## 別紙

・対象の土地について地下埋設物調査を実施しましたが、甲が実施した地下埋設物調査の結果以外に、掘削範囲外、深度外に地下埋設物がある可能性があります。地下埋設物調査の結果は売払い価格に反映しているため、本物件は地下埋設物(甲による令和5年度地下埋設物調査以深のもの、調査地点以外のもを含む)を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。地下埋設物調査時に採取した土壌の成分分析を行いました。土壌汚染対策法に掲げられている特定有害物質は基準値以下、または不検出でした。しかし、不動産鑑定に際して鑑定士が依頼した調査によると、南側植栽部において廃棄物の残存の可能性があるため、それに起因した土壌汚染の可能性を否定できないとの結果でした。土地全体に対する土壌汚染調査及び地盤調査は行っていません。調査が必要な場合は所有権移転登記後に乙の自己負担により行ってください。また、売払い物件の地表物及び地下に埋設物等があった場合の撤去及び処分についても、乙が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。

・電気変圧器のPCB含有物調査を実施したところ、屋外東側キュービクル内の変圧器1台、主たる建物3階電気室内にある7台の変圧器が低濃度PCB含有機器であることが判明しました。電気回路内に存在していることから建物と一体で買受者に引き継ぐことになるため、電気回路から取り外す際は乙が法令に従い適切に廃棄処理してください。なお、経済産業省へのポリ塩化ビフェニル含有物電気工作物設置等届出書は提出済みです。

・三室町6200番2の土地については、甲と株式会社NTTドコモとの間で、土地賃貸借契約が締結されており、移動通信用基地局が設置されています。乙は対象不動産を取得後、賃貸人の地位を承継し、その後も賃貸借の維持に務めることとします。

・既存の給水管が敷地内に3本引き込まれておりますが、新たに利用開始するにあたり、現在は1敷地1本の引き込みが原則であるため、土地の南西側に埋設されている50ミリの給水管および北側に埋設されている75ミリの給水管については、既存建物の使用形態を問わず、乙が買い受け後すみやかに分水止め工事を行うことを条件とします。また、北東側に埋設されている50ミリ給水管を使用するには、口径を変更しないこと、加入金を納付すること、宅地内側の給水管、止水栓、メーターボックスなどの給水装置の材料・設置位置等を給水装置工事施工基準に適合させることを条件に給水が可能です。上記条件を満たさない場合にはこの北東側に埋設されている50ミリ給水管も分水止め工事を行い、別途、新規給水手続きをしてください。乙は必ず上下水道局上水道整備課へ事前相談をしてください。なお、その他水道管等が埋設されている可能性があります。調査は行っていません。また、敷地内の水道管の一部が破損し漏水する可能性があります。破損箇所等の特定は行っていません。

・施設内でLPガスを使用していたことから、使用再開若しくは取り壊し等に際し、敷地内配管について「ガス配管内窒素置換作業」が必要となります。

・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、建物(旧耐震基準の建物有)・建物付属設備・防火水槽や消火栓等の消防用設備・フェンス・囲壁・擁壁・井戸・地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、甲は一切行わないこととします。また、越境物に関して、甲は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て乙において行っていただきます。なお、本物件の引き渡し後、本物件との境界(南側三室西公園駐車場部分を除く)は全て道路管理用地となるため、本物件の外周を囲っているフェンス(基礎等を含む)の一部が道路側へ越境している状況となります。そのため、道路管理者と協議し、道路管理に支障のないよう乙の自己負担によりすみやかに越境状態を解消していただきます。

・本物件内外の建物及び工作物、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項については、乙が自己負担により行ってください。

・本物件は公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

# 三室西公園運動場造成工事に伴う 地下埋設物の状況

# 位置図

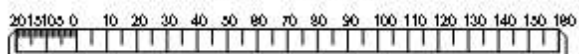


旧公設地方卸売市場

三室西公園駐車場

三室西公園

縮尺 1 : 2500





道路土工
掘削工
掘削
石棉含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石棉含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石棉含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者： [REDACTED]
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者： [REDACTED]
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去状況





道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
ビニール系
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
発泡スチロール
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者： [REDACTED]
コンガラ・鉄くず・プラスチック
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者： [REDACTED]
コンガラ・鉄くず・プラスチック
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者：清水監督職員
コンガラ・鉄くず・プラスチック
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ・ヒューム管
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土





道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・石膏ボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・石膏ボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・石膏ボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・石膏ボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・石膏ボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・石膏ボード等
地中障害物出土



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者： [REDACTED]
地中障害物状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者： [REDACTED]
地中障害物状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード
地中障害物状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況





道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況



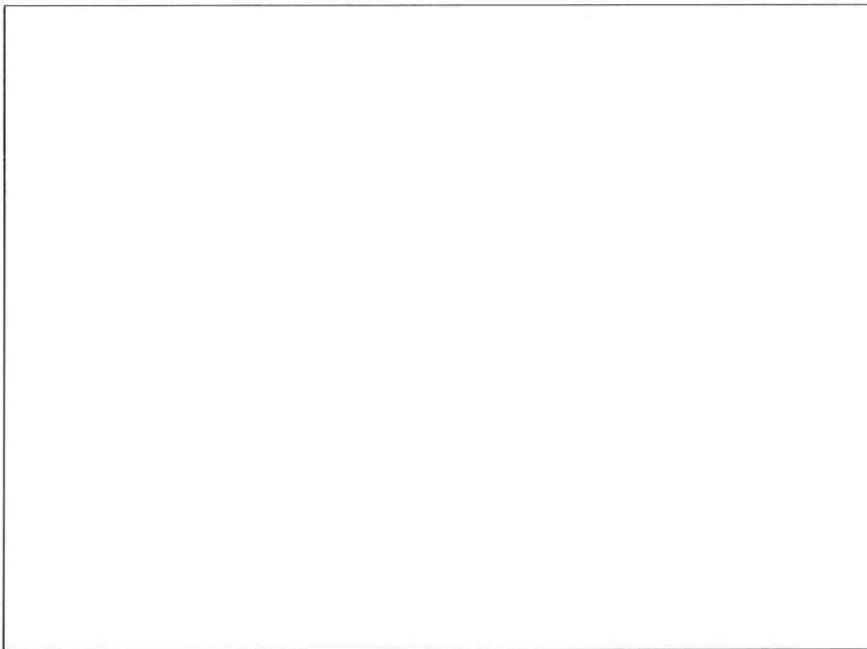
道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況

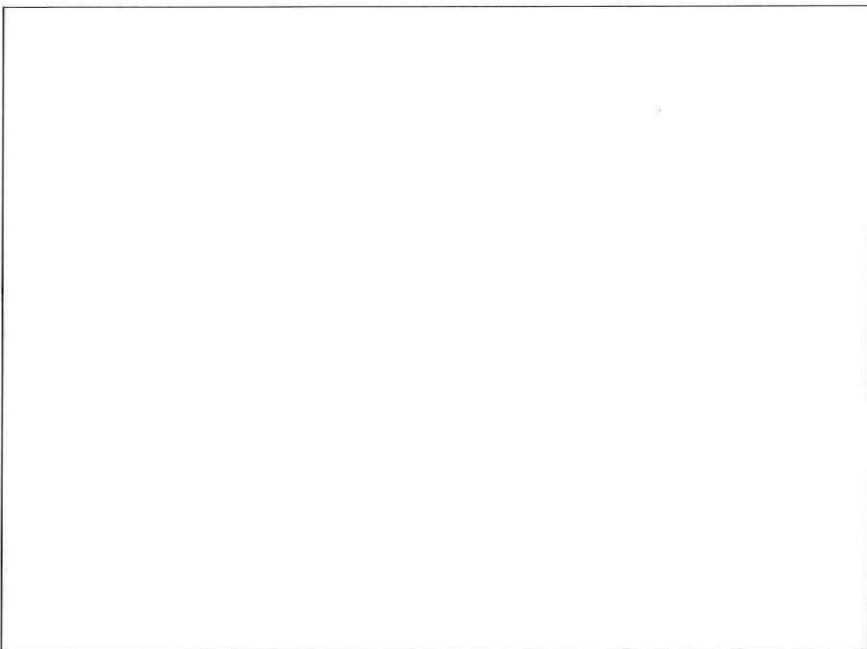


道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード
地中障害物状況



道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード
地中障害物状況

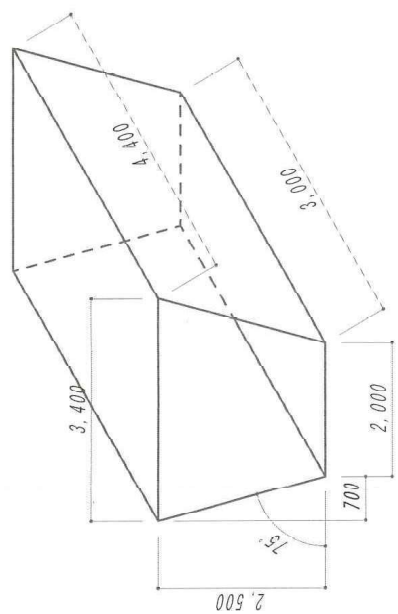



# 地下埋設物調査結果

# 掘削箇所

209.499



掘削調査形状



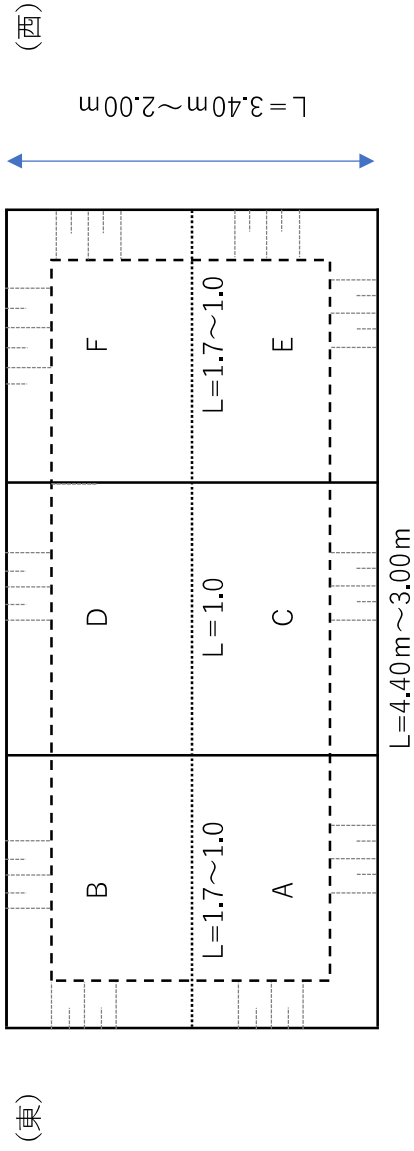
## 調査結果

伊勢崎市日乃出町702番について、調査の結果、以下通り埋設物が確認されたことを報告いたします。

a) 埋設物の分布状況及び主な埋設物の種類

調査番号	調査深度	埋設物の種類	備考
⑭-D-1	(深度0.0m～0.5m)	コンクリート殻を確認	(表1-1のとおり)
⑭-E-3	(深度1.0m～1.5m)	コンクリート殻を確認	(表1-1のとおり)
⑭-F-3	(深度1.0m～1.5m)	コンクリート殻を確認	(表1-1のとおり)
⑭-F-4	(深度1.5m～2.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-1のとおり)
⑮-C-2	(深度0.5m～1.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-2のとおり)
⑮-A-2	(深度0.5m～1.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-2のとおり)
⑮-B-2	(深度0.5m～1.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-2のとおり)
⑮-F-2	(深度0.5m～1.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-2のとおり)
⑯-B-2	(深度0.5m～1.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-3のとおり)
⑯-D-2	(深度0.5m～1.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-3のとおり)
⑯全区画-4	(深度2.0m～2.5m)	アスファルト殻を確認	(表1-3のとおり)
⑳-B,G	(深度0.5m～1.8m)	混合廃棄物ゴミ	(表1-4のとおり)
⑳-全区画	(深度0.5m～1.5m)	混合廃棄物ゴミ	(表1-5のとおり)
⑳-全区画	(深度0.5m～1.5m)	混合廃棄物ゴミ	(表1-6のとおり)
㉑-39,40-1	(深度0.0m～0.5m)	コンクリート殻を確認	(表1-7のとおり)
㉑-49-2	(深度0.5m～1.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-8のとおり)
㉑-49,50-2	(深度0.5m～1.0m)	コンクリート殻を確認	(表1-8のとおり)

表1-1-1 調査結果一覧表



調査場所 日乃出町(旧市場場内)

調査番号 ⑭ (植栽部)

掘削 H=2500mm (t=500mm×5層)

深 度m	幅 員m	A	B	C	D	E	F
1 0.0~0.5	1.7~1.56				● コンクリート殻		
2 0.5~1.0	1.56~1.42						
3 1.0~1.5	1.42~1.28					● コンクリート殻	● コンクリート殻
4 1.5~2.0	1.28~1.14						● コンクリート殻
5 2.0~2.5	1.14~1.00						

※ 掘削深度1~3まで購入材の為、埋設物は無いものとし埋設物調査を深度4以降とする。

※「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。



工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016739.JPG



工種	地下埋設物調査		
写真タイトル	掘削調査		
撮影箇所	調査番号 14		
写真区分	施工状況写真		
種別	掘削調査(植栽部)		
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)		
写真ファイル日本語名	R0016740.JPG		
	設計値	実測値	差
Co殻寸法[W]		370 mm	
Co殻寸法[L]		370 mm	



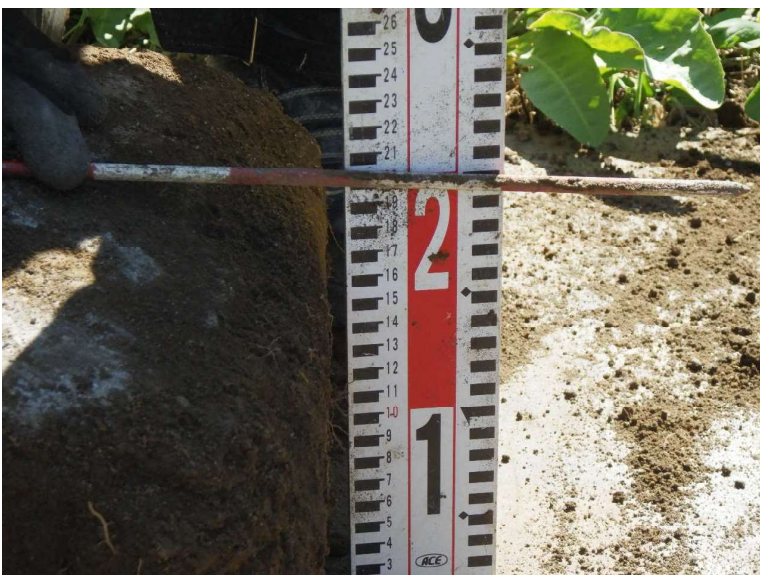
工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016741.JPG



工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Do殻)
写真ファイル日本語名	R0016742.JPG



工種	地下埋設物調査		
写真タイトル	掘削調査		
撮影箇所	調査番号 14		
写真区分	施工状況写真		
種別	掘削調査(植栽部)		
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)		
写真ファイル日本語名	R0016743.JPG		
	設計値	実測値	差
Co殻寸法[t]		200 mm	



工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016744.JPG





工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016754.JPG



工種	地下埋設物調査		
写真タイトル	掘削調査		
撮影箇所	調査番号 14		
写真区分	施工状況写真		
種別	掘削調査(植栽部)		
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)		
写真ファイル日本語名	R0016755.JPG		
	設計値	実測値	差
Co殻寸法[W]		550 mm	
Co殻寸法[L]		350 mm	



工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016756.JPG



工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016757.JPG



工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016758.JPG



工種	地下埋設物調査		
写真タイトル	掘削調査		
撮影箇所	調査番号 14		
写真区分	施工状況写真		
種別	掘削調査(植栽部)		
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)		
写真ファイル日本語名	R0016759.JPG		
	設計値	実測値	差
Co殻寸法[t]		105 mm	



工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016760.JPG



工種	地下埋設物調査		
写真タイトル	掘削調査		
撮影箇所	調査番号 14		
写真区分	施工状況写真		
種別	掘削調査(植栽部)		
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)		
写真ファイル日本語名	R0016761.JPG		
	設計値	実測値	差
Co殻寸法[W]		550 mm	
Co殻寸法[L]		350 mm	